

鷹 住 第 81 号  
令和 5 年 6 月 8 日

鷹栖町環境審議会  
会長 村椿 直三 様

鷹栖町長 谷 寿 男

ごみの減量目標、燃やせるごみ処理手数料、ごみ袋売渡価格について（諮問）

このことについて、鷹栖町環境基本条例（平成 13 年条例第 23 号）第 30 条第 2 項の規定により、次の諮問事項について、貴審議会の意見を求めます。

- 1 ごみの減量目標の総括及び令和 6 年度以降の目標の設定
- 2 燃やせるごみ処理手数料の見直し
- 3 ごみ袋売渡価格の見直し

（町民課住民生活係 担当 福森）